

一戸町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

《令和5年度～令和12年度》

令和5年10月

一戸町

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1-1 気候変動の影響.....	1
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向.....	1
1-3 一戸町取組.....	3
第2章 計画の基本的事項.....	4
2-1 実行計画の目的.....	4
2-2 計画の位置づけ.....	5
2-3 計画の対象.....	5
2-4 計画期間.....	7
第3章 二酸化炭素総排出量の把握.....	8
3-1 二酸化炭素排出量の算定方法.....	8
3-2 二酸化炭素の総排出量.....	8
3-3 項目別使用量及び二酸化炭素排出量の推移.....	9
3-4 所属部局・施設ごとの二酸化炭素排出量.....	10
3-5 二酸化炭素排出量の増減要因と削減に向けた課題.....	15
第4章 温室効果ガス削減目標.....	17
第5章 具体的な削減取組.....	18
5-1 基本方針.....	18
5-2 取組における数値目標.....	18
5-3 取組内容.....	19
5-4 脱炭素に向けたロードマップ.....	21
第6章 計画の推進と点検・評価.....	22
6-1 推進体制.....	22
6-2 点検体制.....	23
参考資料.....	25
1. 二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数.....	25
2. 用語解説.....	25

第1章 計画策定の背景

1-1 気候変動の影響

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンといった大気中の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地表面や海水の温度が高くなる現象のことをいいます。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第一作業部会第六次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

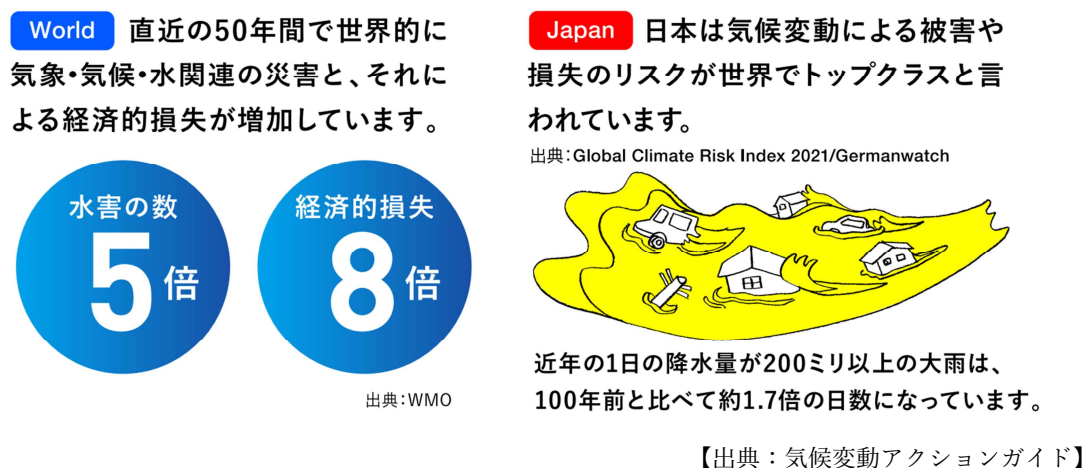


図 1-1 気候変動の影響







1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書以来、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ、実質ゼロ
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 65% 以上削減 (2005年比) <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目標とする</small>	2060年までに CO ₂ 排出量を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 45% 削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度において 46% 削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30% 削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52% 削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化		
第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が地球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い(66%以上)」 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い(90%以上)」 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い(95%以上)」 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸地を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

【出典：全国地球温暖化防止活動推進センター】

図 1-2 各国の削減目標（左）と IPCC 報告書（右）

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法（以下、「温対法」という。）が施行されました。

令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和5(2023)年3月末現在、本町を含む934自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

(3) 岩手県の取組

岩手県では、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例並びに温対法に基づき、令和3(2021)年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

その後、国の地球温暖化対策計画の改訂や、社会情勢の変化等に対応するため、令和5(2023)年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂しました。

計画の目標として、「令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で57%削減」、「令和12(2030)年度の再生可能エネルギーによる電力自給率：66%」、「令和12(2030)年度の森林吸収量の見込み：1,416千トン」を掲げています。

1-3 一戸町の取組

本町では、平成31(2019)年2月に神奈川県横浜市と「再生可能エネルギーの活用に関する連携協定」を締結し、再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関することや、脱炭素化に向けた地域活力の創出に関することを決めました。

同年12月には、令和32(2050)年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする旨を、北岩手9市町村（久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）で共同宣言しました。

また、令和2(2020)年2月には北岩手9市町村で「北岩手循環共生圏」を結成し、地域活力を最大限に発揮できるように連携を行っています。

また、令和2(2020)年1月に「再エネ100宣言 RE Action」への参加を表明、同年3月に町の事務及び事業に関する温室効果ガス削減のため、「一戸町地球温暖化防止対策実行計画【事務事業編】」を策定し、脱炭素化に向けた取組を推進してきました。令和4年9月には、株式会社ゼロボードと株式会社岩手銀行の三者により、温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出量をグラフなどで見える化できるサービス「zeroboard」を用いたGHG排出量削減の取組を行うこと、町内向けにGHG排出量削減に係る普及啓発活動等の実施のため相互に協力することを合意し、基本合意書を締結しました。

さらに、本町では、温室効果ガス排出量削減の取組のみならず、豊富な森林資源を活かした大規模林業や自伐型林業の推進に取り組んでいるところであり、温室効果ガスを吸収する取組にも力を入れています。吸収した二酸化炭素は「クレジット」して価値化されることにより、売却益をさらなる間伐や植栽費用に活用することも可能となります。

また、森林資源を持続的に活用し、エネルギーの地産地消によって資金流出を防ぎ、地域関係者への利益還元を目指すため、「地域内エコシステム」の構築に向けた取組も進めています。このように、本町が有する再生可能エネルギーをはじめとする豊富な資源を活用し、脱炭素化とともに、地域経済の循環や地方創生を実現するため、「一戸町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」と併せて、町が率先して脱炭素に向けた取組を推進するため、「一戸町地球温暖化防止対策推進実行計画【事務事業編】」を改訂します。

第2章 計画の基本的事項

2-1 実行計画の目的

温対法第21条第1項の規定により、地方公共団体は、地球温暖化防止のため、地方公共団体の事務及び事業について、温室効果ガス排出量削減のための計画を策定することとしています。

本町はさまざまな政策や事業を行う行政の役割のほか、各種の製品の購入・使用や建築物の建築・維持管理等、大規模な事業者・消費者としての性格も併せ持っています。つまり、その地域の経済活動の主体である行政が率先して地球温暖化対策に取り組むことは、地域における温暖化対策の大きな推進力になります。

このことを考慮し、本実行計画は地球環境問題の一つである地球温暖化に対して、その要因である温室効果ガスを抑制するため、行政自らが率先して取組を行い、地球温暖化対策の推進を図るとともに、町民・事業者の自主的な取組を促進することを目的とします。

【計画策定により想定される効果】

○地域の温室効果ガスの抑制

本町の活動に伴って排出される温室効果ガス量を抑制することにより、地域の実質的な排出抑制が可能

○グリーン調達推進

地方公共団体が率先して環境への負担の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の行う取組と相まって大きなマーケットを創出

○事務経費の削減

温室効果ガス排出抑制のために燃料・電気の使用量を抑制することによる、事務経費の削減

○温室効果ガス排出抑制に関する経験・知見の蓄積

地球温暖化対策の取組を通じて、課題や効果等について経験や知見が蓄積され、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことが可能

2-2 計画の位置づけ

本計画は、温対法の第21条に基づいて策定する「地方公共団体実行計画(事務事業編)」であり、上位計画である「一戸町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。

また、国の政府実行計画、岩手県地球温暖化対策実行計画と連携・整合を図るとともに、庁内関連計画である「一戸町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」、「一戸町森林整備計画」、「一戸町公共施設等総合管理計画」等と連携を図りながら推進します。

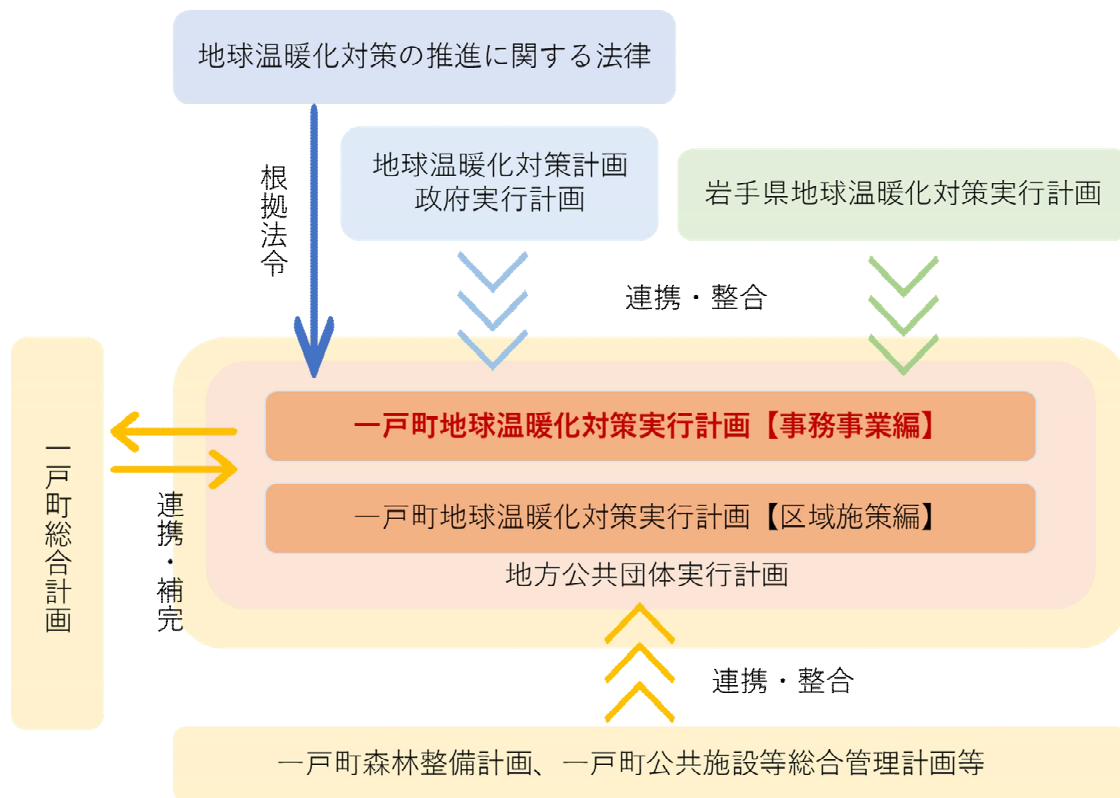


図 2-1 計画の位置づけ

2-3 計画の対象

(1) 温室効果ガス

調査の対象とする温室効果ガスは、法で削減対象としている7種類のガスのうち、温室効果ガス総排出量に占める割合が最も多い二酸化炭素(CO₂)とします。

(2) 事務・事業

対象とする事務・事業は、原則として町が行っている事務・事業とし、管理業務委託や指定管理者制度等により外部機関等が管理・運営等している施設については、温室効果ガス排出量の算定対象に含めることとしますが、温室効果ガス排出量の削減等の措置については、受託者等に対し、可能な限り取組を講じるよう依頼することとします。

対象とする組織・施設の範囲は、町長部局、教育委員会、各行政委員会の事務局及び当該組織が管理・運営を行う施設(車両含む)とします。

なお、対象組織・施設は、今後組織改編等があった場合には、計画の進行管理の際に必要な応じて見直すこととします。

対象施設は下表のとおりです。

所 属 部 局	施 設 ※1
総務課	本庁舎、消防屯所、旧一戸幼稚園
選挙管理委員会	—
政策企画課	移住体験住宅
町民課	一戸町火葬場、旧塵芥処理場
税務会計課	—
健康子ども課 福祉課	総合保健福祉センター、結愛舎、高齢者創作館、 奥中山地区介護予防拠点施設、鳥海地区介護予防拠点施設、来田 保養センター、いちのへじょうもの里こども園、 小鳥谷ふじの花こども園、奥中山みどりの森こども園、旧鳥越児 童館、旧摺糠児童館、一戸南学童クラブ、小鳥谷学童クラブ、奥 中山学童クラブ
上下水道課	一戸浄水場、西岳浄水場、一戸町公共下水道終末処理場、 奥中山地区農業集落排水処理施設
農林課	軽井沢プラザ、高森牧野、宇別牧野
農業委員会	—
商工観光課	奥中山自然休養村管理センター、奥中山高原センターハウス、 奥中山高原スキー場、サラダボウルこずや、産直奥中山高原、 鳥越もみじ交遊舎、まちなか交流館、観光天文台、萬代館
地域整備課	大越田住宅、河川公園トイレ（砂森、中山）、 花の丘公園トイレ、中山除雪センター、稲荷除雪車庫
学校教育課	一戸小学校、一戸南小学校、旧鳥越小学校、鳥海小学校、 小鳥谷小学校、奥中山小学校、一戸中学校、旧小鳥谷中学校、 奥中山中学校
生涯学習・協働推進課	一戸地区センター、コミュニティセンター・図書館、 一戸町総合運動公園、一戸町武道場
議会事務局	—
監査委員事務局	—
世界遺産課	御所野縄文博物館、地域伝統技術交流館、旧朴館家住宅
食育センター	食育センター
奥中山地区センター	奥中山地区センター・車庫
小鳥谷地区センター	小鳥谷地区センター 小鳥谷地区センター姉帯分館
鳥海地区センター	鳥海地区センター

※1…施設名称は、令和5年度時点での名称とする

2-4 計画期間

本計画の期間は令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とします。

目標年度は国の地球温暖化対策計画、岩手県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、令和12(2030)年度としますが、基準年度については、町内における実績値の把握が困難であるため、現行計画を引き継ぎ、平成27(2015)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて見直しを図ります。

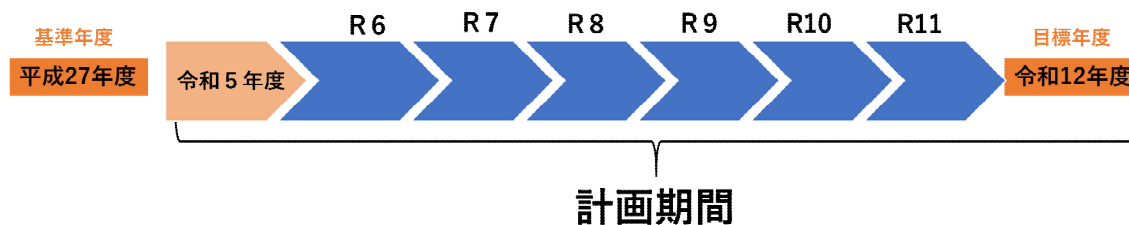


図 2-2 計画期間

第3章 二酸化炭素総排出量の把握

3-1 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、平成27(2015)年度実績における二酸化炭素排出量を基準とし、エネルギー使用量に排出係数を乗じて算出します。

なお、木質チップや木質ペレットのようなバイオマス系燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出については、植物により大気中から吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであるため、排出量には含めないこととします。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{活動量}^{\times 1} \times \text{排出係数}^{\times 2}$$

※1：各施設におけるエネルギー（電気、ガス、灯油等）の使用量

※2：地球温暖化対策推進法施行令においてエネルギー種別に定められている係数

3-2 二酸化炭素の総排出量

基準年度（平成27(2015)年度）と、現状(令和3(2021)年度)における二酸化炭素総排出量は、それぞれ以下のとおりでした。

基準年度

平成27(2015)年度の二酸化炭素排出量・・・4,488,415t-CO₂

現 状

令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量・・・2,254,066t-CO₂

3-3 項目別使用量及び二酸化炭素排出量の推移

項目別使用量及び二酸化炭素排出量の推移については下表のとおりです。

項目	基準年度（平成27(2015)年度）			現状（令和3(2021)年度）			排出量 増減率
	使用量	排出量 (t-CO ₂)	排出量 割合	使用量	排出量 (t-CO ₂)	排出量 割合	
ガソリン	24.30 kℓ	56.386	1.3%	26.95 kℓ	62.517	2.8%	10.9%
灯油	205.91 kℓ	512.714	11.4%	189.40 kℓ	471.598	20.9%	-8.0%
軽油	105.21 kℓ	271.441	6.0%	107.73 kℓ	277.933	12.3%	2.4%
A重油	307.20 kℓ	832.512	18.6%	425.01 kℓ	1,151.777	51.1%	38.3%
LPガス	17,687.60 kg	53.063	1.2%	11,857.40 kg	35.572	1.6%	-33.0%
電気	5,520,255.00kW h	2,762.299	61.5%	5,214,424.00kWh	254.669	11.3%	-90.8%
合計	—	4,488.415	100.0%	—	2,254.066	100.0%	-49.8%

基準年度における二酸化炭素総排出量に占める割合は、多い順に、電気(61.5%)、A重油(18.6%)、灯油(11.4%)、以下軽油、ガソリン、LPガスと続きます。

電気・重油・灯油を合計した二酸化炭素排出量は全体の9割を超えており、この3つが総排出量に対して最も大きく関与しています。

現状における二酸化炭素総排出量に占める割合は、多い順に、A重油(51.1%)、灯油(20.9%)、軽油(12.3%)、以下電気、ガソリン、LPガスと続きます。重油・灯油・軽油を合計した二酸化炭素排出量は全体の8割を超えており、この3つが総排出量に対して最も大きく関与しています。電気については、使用量の減少と排出係数の改善により大幅に減少していますが、A重油については排出量が基準年度比で38.3%も増加していることから、使用量削減に努める必要があります。

なお、令和3(2021)年度においては御所野縄文電力(株)の再生可能エネルギー由来の電力を使用していたため、二酸化炭素排出量が大幅に減少となっていますが、令和4(2022)年度から電力価格の高騰等を受けて電力会社の切り替えを行ったため、現在は再生可能エネルギー由来以外のエネルギーに依存する状態に戻っています。

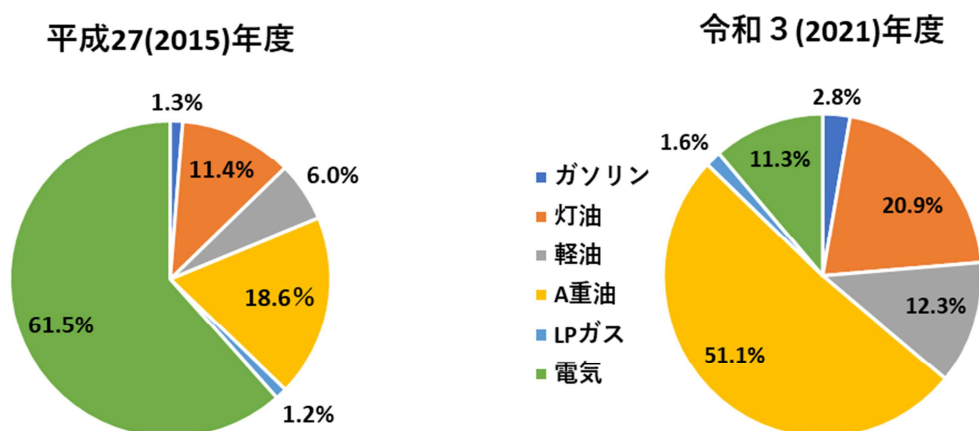


図 3-1 項目別排出量の割合比較

3-4 所属部局・施設ごとの二酸化炭素排出量

(1) 基準年度(平成27(2015)年度)における二酸化炭素排出量

基準年度における二酸化炭素排出量は下表のとおりです。

(単位:t-CO₂)

所属部局・施設 ※1		灯油	A重油	LPガス	電気	合計	比率 ※2
総務課	本庁舎	13.462	140.919	1.091	175.018	330.490	8.0%
	消防屯所	2.032	0	0	30.680	32.712	0.8%
健康子ども課 福祉課	総合保健福祉センター	97.603	0	10.781	331.752	440.136	10.6%
	結愛舎	56.951	0	7.628	57.816	122.395	2.9%
	高齢者創作館	0.946	0	0.023	1.407	2.376	0.1%
	奥中山地区介護予防拠点施設	7.195	0	0.056	2.056	9.307	0.2%
	鳥海地区介護予防拠点施設	1.643	0	0.029	2.390	4.062	0.1%
	来田保養センター	0.822	171.543	0.920	35.211	208.496	5.0%
	いちのへじょう もの里こども園	7.597	15.583	1.455	13.908	38.543	0.9%
	小鳥谷ふじの花 こども園	6.414	0	0.732	9.412	16.558	0.4%
	奥中山みどりの森 こども園	31.475	0	1.278	23.566	56.319	1.4%
	鳥越児童館 ※3	4.982	0	0.173	1.909	7.064	0.2%
	摺糠児童館	4.353	0	0.316	4.553	9.222	0.2%
	一戸南学童クラブ	2.525	0	0.088	2.271	4.884	0.1%
	小鳥谷学童クラブ	0.979	0	0.051	1.720	2.750	0.1%
	奥中山学童クラブ	2.429	0	0.135	2.628	5.192	0.1%
	上下水道課	一戸浄水場	0.423	19.241	0.116	497.415	517.195
西岳浄水場		0	0	0	62.540	62.540	1.5%
一戸町公共下水道 終末処理場		44.820	0	0.002	187.182	232.004	5.6%
奥中山地区農業集落 排水処理施設		0	0	0	80.347	80.347	1.9%
町民課	一戸町火葬場	33.643	0	0.063	7.174	40.880	1.0%
	旧塵芥処理場	0.717	0	0.022	0.514	1.253	0.0%
	生ごみ処理場	0.543	0	0	0.301	0.844	0.0%
商工観光課	奥中山自然休養村 管理センター	5.388	43.360	10.577	293.845	353.170	8.5%

(商工観光課)	奥中山高原 センターハウス	3.389	65.040	14.500	235.327	318.256	7.7%
	奥中山高原ｽｰｰ場	12.988	0	0.028	100.916	113.932	2.7%
	サラダボウル こずや	2.410	0	0.125	39.512	42.047	1.0%
	産直奥中山高原	2.497	0	0.140	17.290	19.927	0.5%
	鳥越もみじ交遊舎	3.583	0	0.025	7.112	10.720	0.3%
地域整備課	大越田住宅	0	0	0.003	6.797	6.800	0.2%
学校教育課	一戸小学校	4.437	40.650	0.167	41.311	86.565	2.1%
	一戸南小学校	33.715	0	0.024	46.783	80.522	1.9%
	鳥越小学校 ※4	1.855	14.092	0.041	20.908	36.896	0.9%
	鳥海小学校	3.715	25.339	0.027	34.837	63.918	1.5%
	小鳥谷小学校	13.668	0	0.082	32.851	46.601	1.1%
	奥中山小学校	9.761	20.325	0.197	52.853	83.136	2.0%
	一戸中学校	7.861	37.940	0.114	76.481	122.396	2.9%
	小鳥谷中学校 ※5	14.803	0	0.088	31.308	46.199	1.1%
	奥中山中学校	11.125	0	0.038	39.303	50.466	1.2%
	一戸幼稚園	8.045	0	0.125	5.824	13.994	0.3%
生涯学習・協 働推進課	一戸地区センター ※6	0	0	0.345	0	0.345	0.0%
	鳥海地区センター	2.565	0	0.048	2.754	5.367	0.1%
	コミュニティセンター・ 図書館	0	86.720	0	9.724	96.444	2.3%
	一戸町総合運動 公園	9.504	0	0.044	8.999	18.547	0.5%
	一戸町武道場	7.308	0	0	6.255	13.563	0.3%
世界遺産課	御所野縄文博物館	1.992	0	0.010	9.575	11.577	0.3%
	地域伝統技術交流館	0.702	0	0.037	2.072	2.811	0.1%
食育センター		0	151.760	0.927	76.719	229.406	5.5%
奥中山地区センター		24.082	0	0.251	18.183	42.516	1.0%
小鳥谷地区センター		5.020	0	0.129	11.777	16.926	0.4%
小鳥谷地区センター姉帯分館		0.747	0	0.012	1.213	1.972	0.1%
合計		512.714	832.512	53.063	2,762.299	4,160.588	100.0%

※1…施設名称は、令和5年度時点での名称とする

※2…排出量全体における当該施設が占める二酸化炭素排出量比率

※3…鳥越児童館は平成29(2017)年度以降休館中

※4…鳥越小学校は平成29(2017)年度から閉校

※5…小鳥谷中学校は平成28(2016)年度から閉校

※6…一戸地区センターの電気使用料は本庁舎含みとする

(2) 現状（令和3(2021)年度）における二酸化炭素排出量

現状の二酸化炭素排出量は下表のとおりです。

(単位：t-CO₂)

所属部局・施設 ※1		灯油	A重油	L P ガス	電気	合計	比率
総務課	本庁舎	22.711	97.560	0.652	14.625	135.548	7.1%
	消防屯所	1.243	0	0	2.119	3.362	0.2%
健康子ども課	総合保健福祉センター	165.102	0	0.022	25.986	191.109	10.0%
	結愛舎	0	0	9.732	0	9.732	0.5%
	高齢者創作館	0.498	0	0.006	0.132	0.636	0.0%
	奥中山地区介護予防拠点施設	6.654	0	0.038	0.110	6.802	0.4%
	鳥海地区介護予防拠点施設	2.268	0	0.019	0.165	2.452	0.1%
	来田保養センター	0.398	156.638	0.601	2.144	159.781	8.3%
福祉課	いちのへじょう もの里こども園	4.133	12.385	1.630	1.236	19.384	1.0%
	小鳥谷ふじの花 こども園	7.211	0	0.640	0.806	8.657	0.5%
	奥中山みどりの森 こども園	22.066	0	1.374	2.115	25.555	1.3%
	摺糠児童館	3.230	0	0.242	0.344	3.815	0.2%
	一戸南学童クラブ	1.469	0	0.058	0.176	1.703	0.1%
	小鳥谷学童クラブ	0.647	0	0.039	0.149	0.835	0.0%
上下水道課	奥中山学童クラブ	2.588	0	0.100	0.242	2.929	0.2%
	一戸浄水場	3.765	22.339	0.112	33.752	59.967	3.1%
	西岳浄水場	0	0	0	6.825	6.825	0.4%
	マンホールポンプ (下水道)	0	0	0	3.535	3.535	0.2%
	一戸町公共下水道 終末処理場	44.820	0	0.003	9.666	54.490	2.8%
奥中山地区農業 集落排水処理施設	0	0	0	6.129	6.129	0.3%	
町民課	一戸町火葬場	32.547	0	0.038	0.438	33.023	1.7%
	旧塵芥処理場	0.518	0	0.001	0.029	0.547	0.0%
	生ごみ処理場	0	0	0	0.041	0.041	0.0%
商工観光課	奥中山自然休養村 管理センター	1.006	234.144	6.831	11.189	253.170	13.2%

(商工観光課)	奥中山高原 センターハウス	4.445	277.767	11.223	14.834	308.269	16.1%
	奥中山高原ｽﾏｰﾙ	5.695	0	0.014	5.671	11.379	0.6%
	サラダボウル こずや	3.344	0	0.136	20.974	24.454	1.3%
	産直奥中山高原	3.027	0	0.056	13.244	16.327	0.9%
	鳥越もみじ交遊舎	3.496	0	0.036	4.919	8.450	0.4%
地域整備課	大越田住宅	0	0	0.002	0.393	0.394	0.0%
学校教育課	一戸小学校	8.516	32.520	0.111	4.657	45.804	2.4%
	一戸南小学校	30.552	0	0.007	3.770	34.329	1.8%
	鳥海小学校	5.172	16.260	0.028	3.387	24.847	1.3%
	小鳥谷小学校	11.479	0	0.047	2.617	14.142	0.7%
	奥中山小学校	4.661	17.615	0.093	4.918	27.286	1.4%
	一戸中学校	5.381	43.360	0.045	5.086	53.872	2.8%
	奥中山中学校	20.445	0	0.043	2.769	23.257	1.2%
	一戸幼稚園	0	0	0	0	0	0.0%
生涯学習・ 協働推進課	一戸地区センター ^{※2}	0	0	0.103	0	0.103	0.0%
	鳥海地区センター	3.867	0	0.045	0.233	4.145	0.2%
	コミュニティセンター・ 図書館	0	89.430	0	7.961	97.391	5.1%
	一戸町総合 運動公園	11.651	0	0.069	5.330	17.050	0.9%
	一戸町武道場	8.115	0	0	0.484	8.599	0.4%
世界遺産課	御所野縄文博物館	1.619	0	0.005	8.281	9.904	0.5%
	地域伝統技術 交流館	0	0	0.008	1.807	1.815	0.1%
	旧朴館家住宅	0	0	0	0.027	0.027	0.0%
食育センター		0	151.760	1.216	5.634	158.610	8.3%
奥中山地区センター		10.881	0	0.116	14.942	25.939	1.4%
小鳥谷地区センター		5.458	0	0.026	0.672	6.156	0.3%
小鳥谷地区センター姉帯分館		0.921	0	0.005	0.108	1.035	0.1%
合計		471.598	1,151.777	35.572	254.669	1,913.616	100.0%

※1…施設名称は、令和5年度時点での名称とする

※2…一戸地区センターの電気使用料は本庁舎含みとする

(3) 所属部局ごとの車両用燃料の使用量及び二酸化炭素排出量の推移

車両用燃料の使用量及び二酸化炭素排出量の推移については下表のとおりです。

所属部局	基準年度（平成27(2015)年度）			現状（令和3(2021)年度）			排出量 増減率
	使用量 ※1	排出量 ※2 (t-CO ₂)	排出量 割合	使用量	排出量 (t-CO ₂)	排出量 割合	
総務課	17.14 kℓ	41.764	12.7%	9.43 kℓ	22.858	6.7%	-45.3%
福祉部 ^{※3}	3.41 kℓ	7.911	2.4%	5.58 kℓ	13.761	4.0%	73.9%
上下水道課 ^{※4}	6.03 kℓ	15.068	4.6%	2.14 kℓ	5.109	1.5%	-8.0%
町民課	0 kℓ	0	0%	3.43 kℓ	8.757	2.6%	皆増 ^{※5}
農林課	1.66 kℓ	3.843	1.2%	1.64 kℓ	3.810	1.1%	-0.9%
商工観光課	39.38 kℓ	100.947	30.8%	15.13 kℓ	37.781	11.1%	-62.6%
地域整備課	36.62 kℓ	94.340	28.8%	73.86 kℓ	189.501	55.7%	100.9%
学校教育課	16.77 kℓ	43.085	13.1%	19.37 kℓ	49.206	14.5%	14.2%
生涯学習・ 協働推進課	2.75 kℓ	6.425	2.0%	3.02 kℓ	7.188	2.1%	11.9%
世界遺産課	2.16 kℓ	5.110	1.6%	0.82 kℓ	1.895	0.6%	-62.9%
食育センター	3.62 kℓ	9.334	2.8%	0 kℓ	0	0.0%	皆減 ^{※6}
奥中山地区 センター	0 kℓ	0	0%	0.25 kℓ	0.583	0.2%	皆増 ^{※7}
合計	129.51 kℓ	327.827	100.0%	134.67 kℓ	340.450	100.0%	3.9%

※1…使用燃料はガソリンと軽油の2種類で、合算値を表記

※2…ガソリンと軽油で排出係数が異なるため、それぞれの使用量にそれぞれの排出係数を乗じて合算

※3…令和3(2021)年度の福祉部は健康こども課、福祉課の合算値を表記

※4…平成27(2015)年度は上下水道課と町民課が水環境課であったため、上下水道課に一括して表記

※5…課の編成により、車を所持する係が異動したことによる

※6…配送業務について令和2年度から委託したことによる

※7…奥中山地区センターで公用車を所持したことによる

3-5 二酸化炭素排出量の増減要因と削減に向けた課題

基準年度（平成27(2015)年度）と現状（令和3(2021)年度）の総排出量を比較すると、49.8%減少しています。項目別にみると、電気は9割以上の削減となり、電力会社の電源構成改善による排出係数の減少が大きく寄与していると考えられます。灯油、LPガスの使用に伴う二酸化炭素排出量についても順調に減少しており、日頃の職員の省エネルギー行動や省エネルギー設備の導入の成果が表れていると考えられます。引き続き、省エネルギー対策の徹底、クリーンエネルギーの創出・利用に努める必要があります。

一方で、A重油の使用量が基準年度比で大幅に増加しています。A重油の使用量については、奥中山自然休養村管理センター、奥中山高原センターハウスにおいて大幅に増加しています。これはバイオマスボイラーの故障等に伴い重油ボイラーを使用したことが要因として考えられます。また、燃料チップの価格高騰等もあり、修繕後もバイオマスボイラーの使用が停止されている施設もあるため、新たな再生可能エネルギー設備の導入を検討していく必要があります。

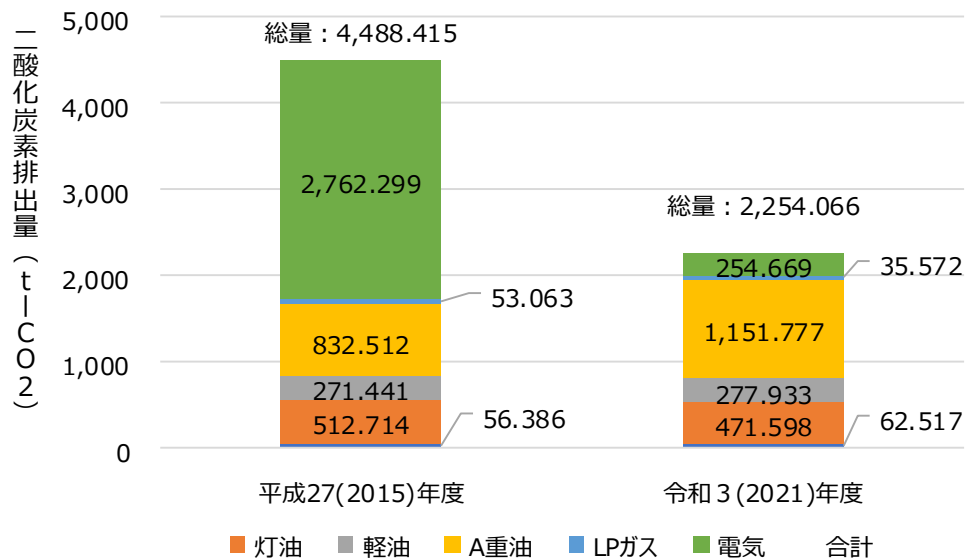


図 3-2 項目別二酸化炭素排出量の比較

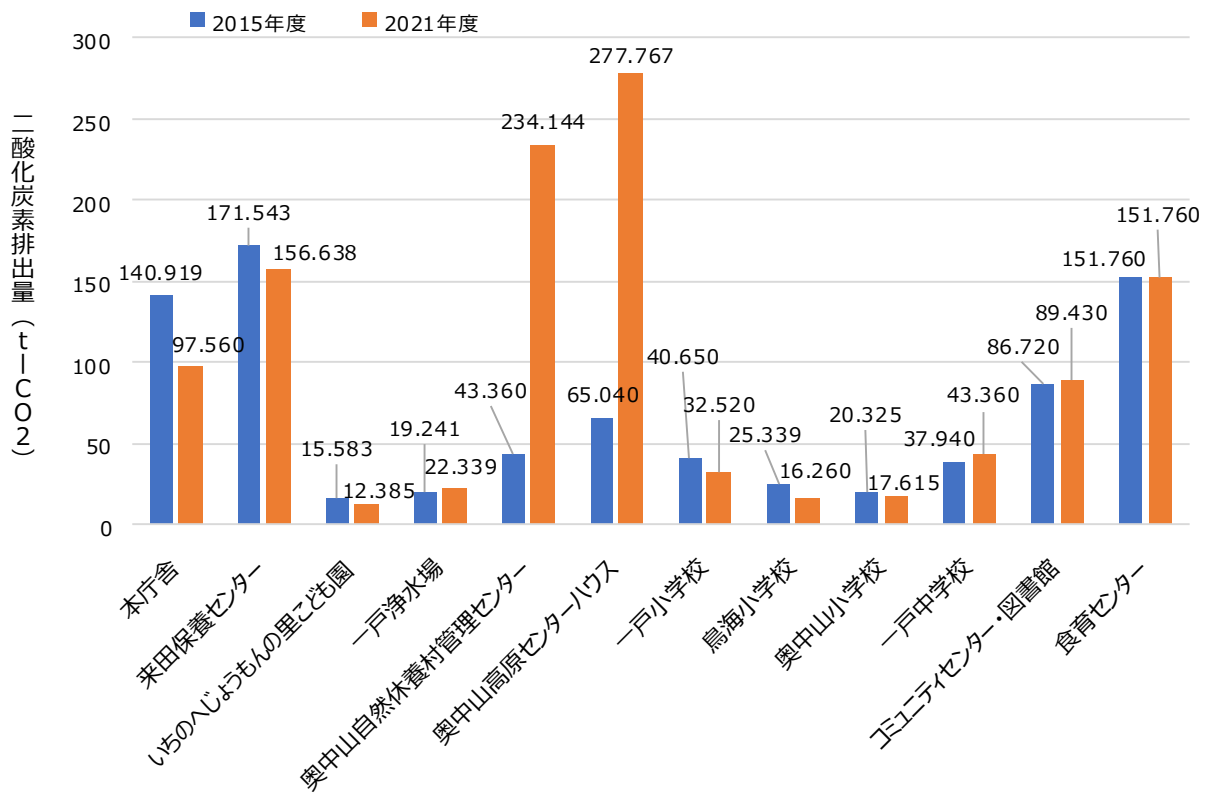


図 3-3 重油の使用による二酸化炭素排出量の比較

第4章 温室効果ガス削減目標

本町では、令和元(2019)年12月2日に「令和32(2050)年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言(Zero Carbon宣言)」を行うとともに、令和2(2020)年2月18日に、北岩手9市町村で「北岩手循環共生圏」を結成し、「ZERO CARBON KITAIWATE宣言」をしました。

また、令和3(2021)年10月に閣議決定された政府実行計画に掲げる目標が「令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)」と上方修正されたことや、岩手県の事務事業における温室効果ガス排出削減目標が、「令和12(2030)年度までに60%削減(平成25(2013)年度比)」である点を踏まえ、本計画の削減目標を次のとおりとします。

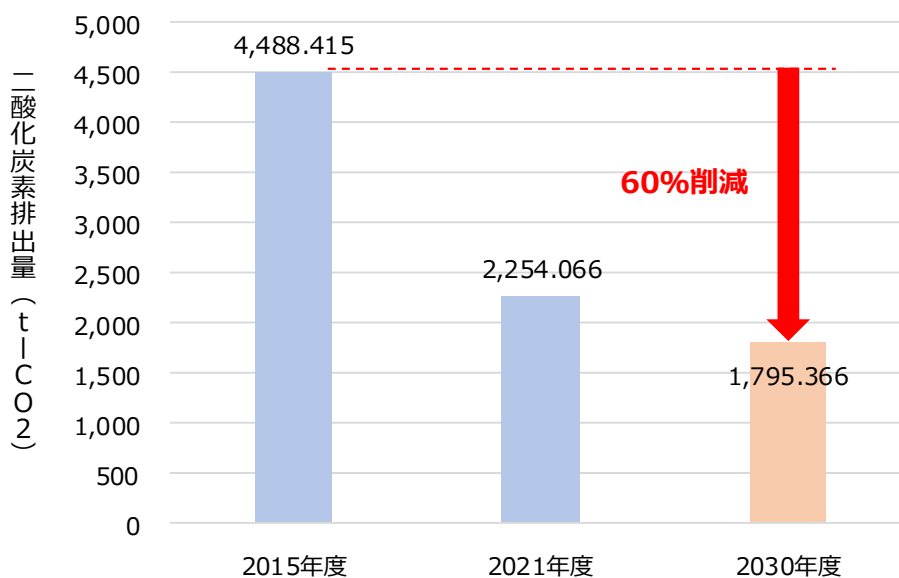
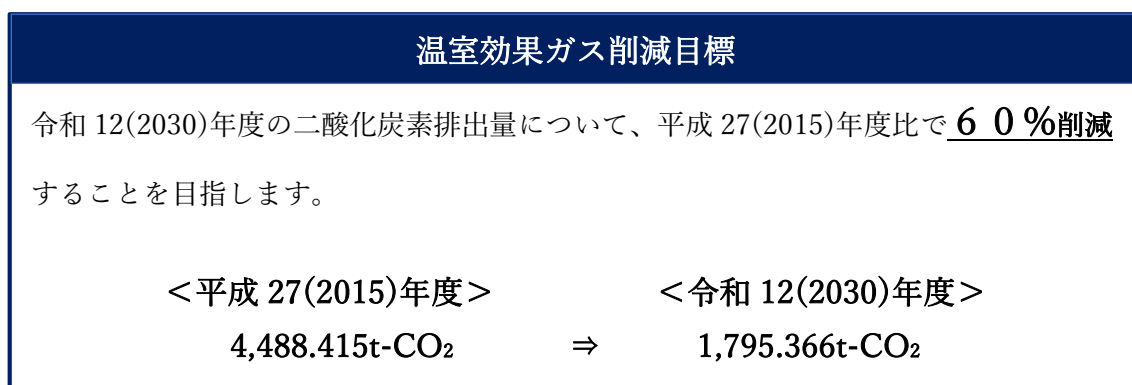


図4-1 二酸化炭素排出量削減目標

第5章 具体的な削減取組

5-1 基本方針

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するためには、具体的な取組を掲げ、継続して取り組んでいく必要があります。また、これにより事務事業の効率化や経費削減にもつながります。

よって、以下のとおり取組方針を設定します。

取り組み方針

- 【1】 エコオフィス活動の実践
- 【2】 公共施設の環境負荷低減
- 【3】 循環型社会の推進
- 【4】 脱炭素型のまちづくり

2050年
ゼロカーボン

5-2 取組における数値目標

項目	目標	現状
太陽光発電の最大限の導入	公共施設及び公有地について、設置可能性を調査し、2030年度にはそのうち50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。	小鳥谷地区センター、 奥中山高原センターハウス
エコカーの導入	代替可能なエコカー（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については、今後全てエコカーとし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全てエコカーとする。	4.2% （全95台のうち、エコカー4台）
LED照明の導入	既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。	22.6% （全10,505のうち、LED照明2,371）
再生可能エネルギー電力調達率の推進	2030年度までに町が調達する電力の100%を再生可能エネルギー電力とする。	0%
町有林の適正管理	2030年度までに町有林の100%について森林経営計画を策定する。	0%

5-3 取組内容

(1) エコオフィス活動の実践

項目	取組内容
照明	昼休みや業務時間外は支障のない範囲で消灯する
	トイレや会議室等は使用時にのみ点灯する
	日当たりの良い場所等は間引き照明に努める
	残業を抑制し、日没後の電力消費削減に努める
OA機器	パソコンやコピー機等は省エネモードを活用する
	長時間使用しないときは電源をオフにする
	庁内LANを活用し、資料の電子化（ペーパーレス化）に努める
空調設備	クールビズやウォームビズを実践する
	ブラインド等を活用し、冷気及び暖気の放出を抑制する
	施設の空調は、冷房使用時 28℃、暖房使用時 20℃を目安に適切な温度設定を行う
公用車	出張時などには公共交通機関を利用する
	不要なアイドリングや急発進・急加速の回避、エアコンの使用を控えるなど、環境負荷の少ない運転をする
	タイヤの空気圧など、適正に整備を行い、燃費向上に努める
	車両の台数と運行の最適化を行う
	車内の整理整頓を心がけ、 unnecessaryな荷物は積んだままにしない
その他	ポスター等により意識啓発を図る
	節水に努める
	長期間使用していない電気製品はコンセントを抜き、待機電力の削減に努める
	適正な事務分担と計画的な業務執行により不要な残業を減らす

(2) 公共施設的环境負荷低減

項目	取組内容
省エネルギー設備	クリーンエネルギー自動車を導入する
	エネルギー効率の高い製品を優先的に導入する
	照明機器の設置、更新時にLED等の高効率照明を導入する
	人感センサーや照度センサー等の導入について検討する
	ESCO事業の導入による省エネ化について検討する
	節水機器を積極的に導入する
	施設の新改築や設備更新の際は、省エネ型の設備や製品を選定する
	財団法人省エネルギーセンターが行う「省エネ診断」を積極的に活用する
	電気製品のフィルター等は定期的に掃除する
	先進的低炭素技術（L2-Tech）認証製品や環境省指定先進的高効率機器一覧（ASSETリスト）に掲載がある機器をはじめ、利用可能な最高水準の技術（BAT）を持つ高効率機器等を積極的に導入する

再生可能エネルギーの導入	国等の補助制度や支援策を活用し、設備の導入について検討する
	再生可能エネルギーを利用した電気の使用や、ストーブ等の設備を導入する

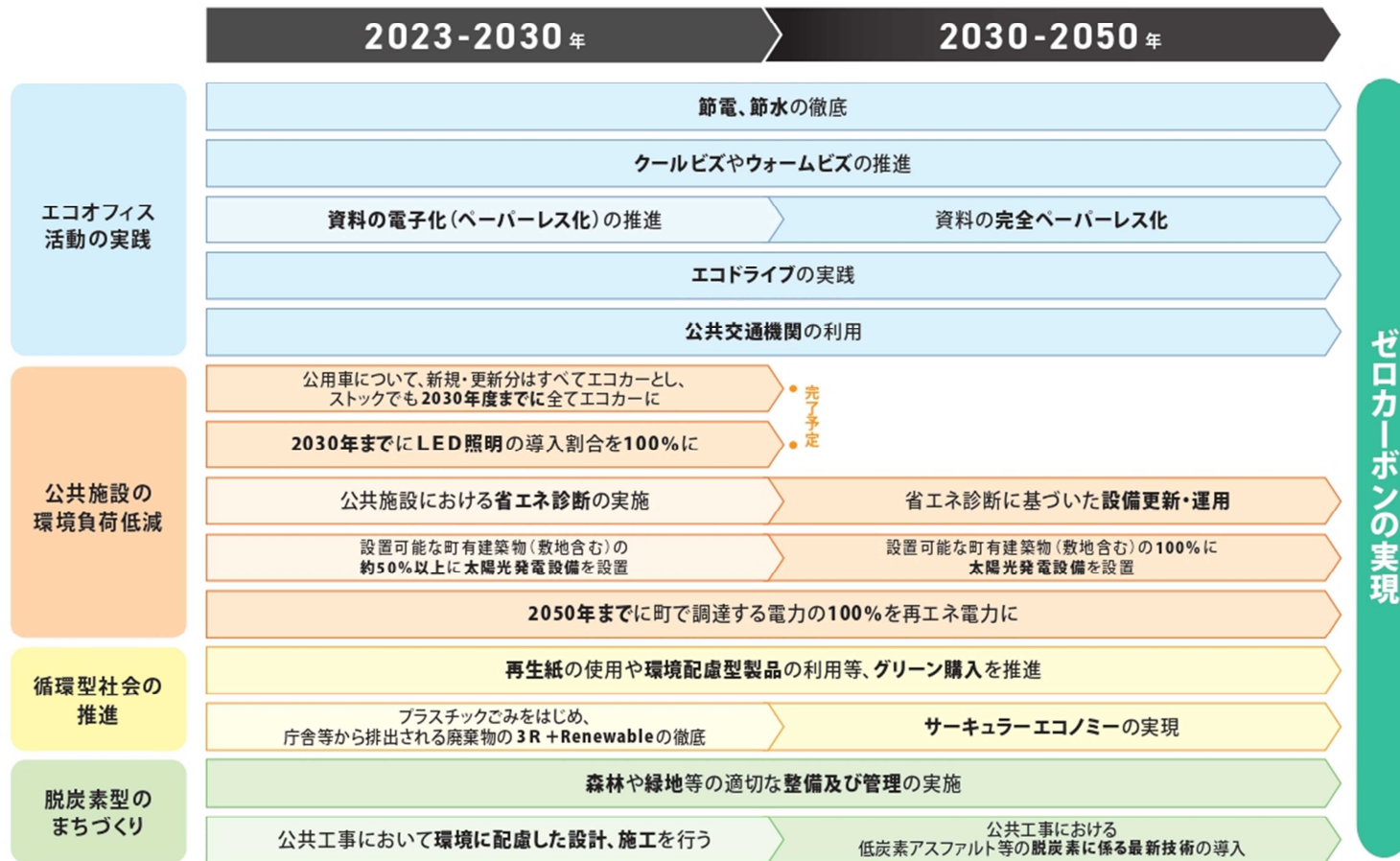
(3) 循環型社会の推進

項目	取組内容
グリーン購入の推進	国のグリーン購入ガイドラインをもとに、グリーン購入法適用品を購入、使用する
	古紙配合率の高い再生紙を購入、使用する
	間伐材を使用した製品等、環境配慮型商品の利用に努める
	長期間使用できる環境配慮型製品を使用する
廃棄物の削減、資源化の推進	分別を徹底し、資源化を促進する
	詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の使用を控える
	パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らす
	会議資料等は必要部数を精査し、不要な印刷を減らす
	封筒やファイル等の再利用に努める

(4) 脱炭素型のまちづくり

項目	取組内容
みどりの保全	植林、間伐等の適切な森林整備及び管理を促進する
	町有林について適切な森林整備・管理を行う
	公園や街路、公共施設の緑化を推進する
インフラの整備	環境負荷の軽減を図るように配慮した設計、施工となるよう努める
	低炭素アスファルトの使用等、公共工事において脱炭素に係る最新技術の導入を検討する

2050年 脱炭素に向けたロードマップ



ゼロカーボンの実現

第6章 計画の推進と点検・評価

6-1 推進体制

- (1) 各部の各課長（所長）及び事務局長（以下「環境管理者」という。）は、所属部の各課係長を「環境主任」として選任し、取り組みの推進及び取り組み状況の把握を行い、実行計画を円滑に推進することとします。
- (2) 環境主任は環境管理者を補佐し、取組状況をまとめるとともに、取組が円滑に推進されるよう、環境保全に関する情報の収集・提供に努めます。
- (3) 環境管理者は、所属組織を統括管理し、取組状況を把握するとともに、取組が円滑に推進されるよう指導します。
- (4) 庁舎又は施設の管理者は、計画の取組を利用者に要請できることとします。
- (5) 施設の管理運営を委託している所管の環境管理者は、受託者等に取組がなされるように指導します。
- (6) 主要な取組の推進体制

主要な取組事項		推進責任者	
1	エネルギー（電気、重油、ガス、灯油等）の削減	庁舎又は施設の管理者	
2	コピー用紙の使用抑制及び再生紙の原則使用	総務部長	
3	印刷物の再生紙の原則利用	内部印刷するもの	総務部長
4		外注印刷するもの	各課長
5	省エネルギー型製品の導入促進（OA機器、自動車）	総務部長	
6	職員研修	総務部長	
7	公用車の適正管理	総務部長	
8	文書類・新聞紙・雑誌等の再資源化	各課長（所長・局長）	
9	会議資料の削減	各課長（所長・局長）	
10	建築物の建築にあたっての新エネルギーの利用	建設部長	
11	建築副産物の発生抑制・再利用	建設部長	
12	間伐材・地元木材の利用	産業部長	
13	バイオマスエネルギーの利活用	産業部長	

6-2 点検体制

(1) 対策本部の役割

取組状況及び数値目標の数量を点検・評価するため、一戸町地球温暖化対策本部（以下「対策本部」という。）を設置します。町長・副町長・教育長及び各部長・課長・局長・所長は、「対策本部委員」となり、計画の推進管理を円滑に推進します。

対策本部の会議は、対策本部委員が参集する部長会議又は課長会議等と併せて開催する等、効率的に運営することとします。

各課・所・局など組織では、本実行計画の推進を中心的に進めるため、係長が対策本部における「環境主任」となり、日々の取組や推進項目の点検等を行っていくものとします。

環境主任は、対策本部事務局が開催する事務局会議に出席し、推進方策などを協議することとします。会議には環境主任のほかに経理担当職員等が代理で出席することもできます。

(2) 一戸町地球温暖化対策実行計画協議会の役割

取組状況及び数値目標の点検・評価結果について報告を受け、今後講じていくべき施策や取組について提言・助言を行うため、一戸町地球温暖化対策実行計画協議会を設置します。町民・事業者・学識経験者によって構成し、適宜外部からのチェック機能を取組体制に含めることで、客観性を高めるとともに、庁内での地球温暖化対策に関する意識を高めることにもつながると考えられます。

(3) 職員個々の役割

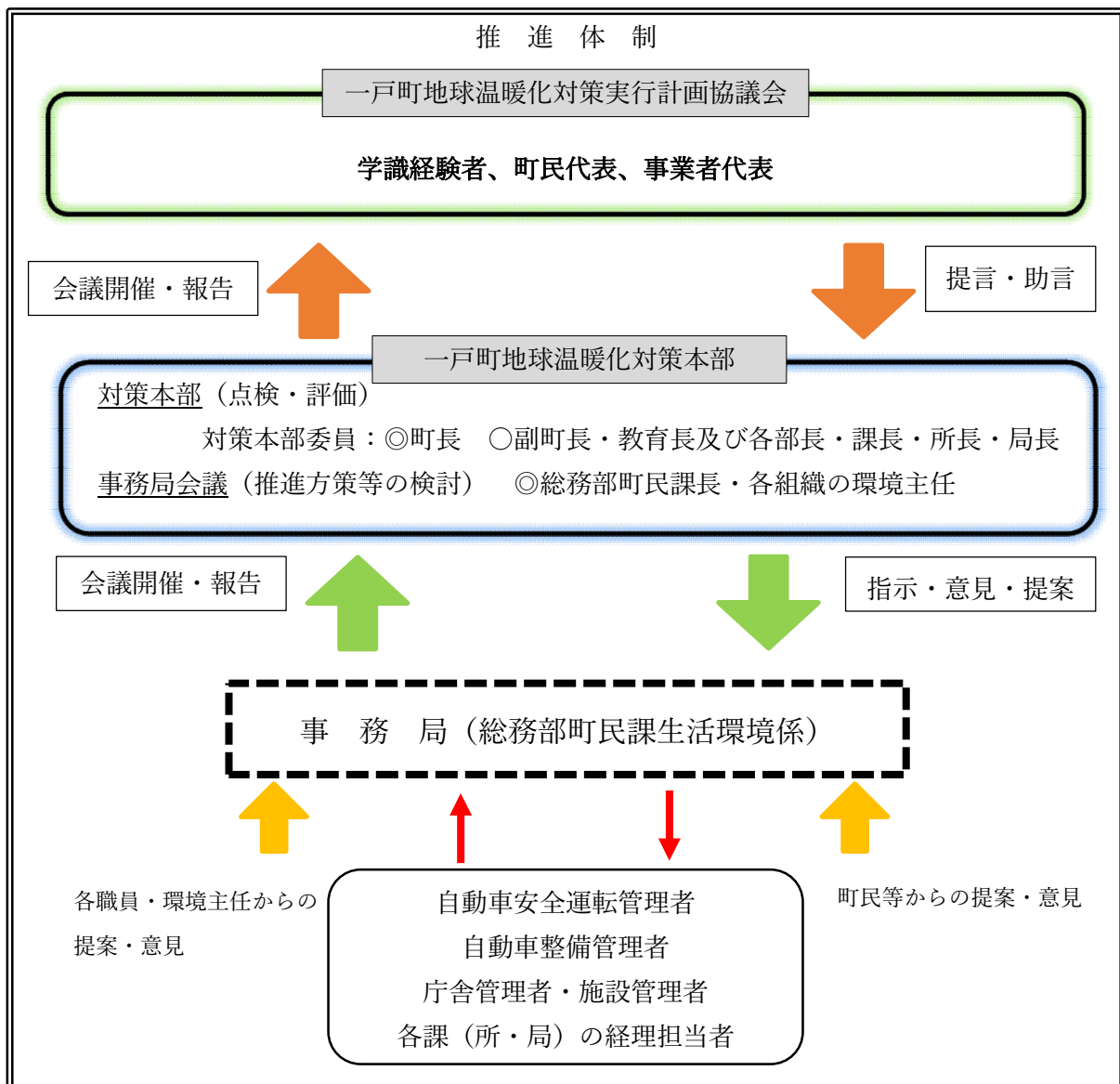
各職員は、地球温暖化が進むことへの悪影響や現在の深刻な状況を認識することが最重要です。

対策本部事務局である町民課は、温暖化対策に関する情報を収集し、積極的に情報を開示・提供し、各課等から温暖化対策等に関する提案を受け入れ、温暖化対策に資することとします。

(4) 実施状況の点検及び報告

各職員は二酸化炭素排出量の把握を行い、環境主任に報告し、環境主任は所属組織（各係を指します）の排出量を取りまとめ、状況を把握したうえで対策本部委員（各課長・所長・局長）へ報告します。

対策本部委員（各課長・所長・局長）は、以後の対策も含めて報告を対策本部会議に提出し、協議することとします。



(5) 目標や取組内容の見直し

対策本部は、取組状況や社会情勢の変化、科学技術の進歩などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(6) 取組状況の公表

計画の取組状況及び点検結果については、ホームページ等により公表していくこととします。

参考資料

1. 二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数

本計画における二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数は以下のとおりとなります。

活動区分		単位	2015年度 排出係数	2021年度 排出係数
燃料	ガソリン	t-CO ₂ /kℓ	2.32	2.32
	灯油	t-CO ₂ /kℓ	2.49	2.49
	軽油	t-CO ₂ /kℓ	2.58	2.58
	A重油	t-CO ₂ /kℓ	2.71	2.71
	LPGガス	t-CO ₂ /t	3.00	3.00
電気	東北電力(株)	kg-CO ₂ /kWh	0.556	0.476
	御所野縄文電力(株)	kg-CO ₂ /kWh	0.063	0.039

2. 用語解説

■ESCO 事業

Energy Service Company 事業の略のことで、施設等の省エネ診断・施工・維持管理などを行い、これにより実現した経費削減実績の一部を報酬として受け取る事業のこと。

■ウォームビズ

冬期間の暖房使用時の設定温度を 20℃とした場合に、快適に過ごすことのできるライフスタイルを推奨する取組のこと。

■温室効果ガス

地表から放射された熱を吸収・再放射することにより、温室効果をもたらす気体のこと。一般に、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素の 7 種類のガスを指す。

■気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

1988 年に国際連合環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) が共同で設立したもので、地球温暖化に関する科学的知見の集約と評価等を行う国連の組織のこと。

■気候変動枠組条約締約国会議 (COP)

地球温暖化対策に取り組むことを目的とする「国連気候変動枠組条約」の締結国が集まり、対策等を協議する会議のこと。

■クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使用し、二酸化炭素や窒素化合物等の温室効果ガスの排出量が少ない自動車のこと。

■グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

■グリーン調達

企業などが原材料、部品、資材、サービスなどをメーカーなどのサプライヤーから調達する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択しようとする事。

■クールビズ

夏季の室温が 28℃以上の場合にも対応できる、衣服の軽装化の取組のこと。

■建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られた物品のことで、加工資材の残りや使用の見込みがないものをいう。

■再生可能エネルギー

自然界から取り出し、永続的に利用することができるエネルギー資源のことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等がある。

■再エネ 100 宣言 RE Action

企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する枠組みのこと。

■持続可能な開発目標（SDGs）

貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるような社会を目指すための目標のこと。「グローバル・ゴールズ」とも呼ばれ、以下の 17 の目標を掲げている。

- ①貧困をなくそう
- ②飢餓をゼロに
- ③すべての人に健康と福祉を
- ④質の高い教育をみんなに
- ⑤ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥安全な水とトイレを世界中に
- ⑦エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
- ⑧働きがいも経済成長も
- ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう

- ⑩人や国の不平等をなくそう
- ⑪住み続けられるまちづくりを
- ⑫つくる責任 つかう責任
- ⑬気候変動に具体的な対策を
- ⑭海の豊かさを守ろう
- ⑮陸の豊かさも守ろう
- ⑯平和と公正をすべての人に
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

■待機電力

コンセントに接続された家電製品が、電源が切れている状態でも消費する電力のこと。

■脱炭素化

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量をゼロにすること。

■地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画にて提唱されたもの。

■パリ協定

フランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された協定のこと。京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際的枠組みであり、産業革命以前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えること、さらに1.5℃以内に抑える努力を追求することとされている。

■木質バイオマス

化石燃料を除く、再生可能な生物由来の有機性資源のうち、木材からなるもの。樹木の伐採等の際に発生した枝・葉などの林地残材や、製材工場等から発生する樹皮や木屑等がある。